

○原子力規制委員会規則第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年六月十日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号） 別表第一

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号） 別表第二

三 原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号） 別表第三

四 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号） 別表第四

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表第一 登録認証機関等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第十章 登録放射線取扱主任者定期講習機関（第百十一条―第百二十一条）</p> <p>第十一章 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（第百二十二条―第百三十二条）</p> <p>第十二章 雑則（第百三十三条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第二章 登録認証機関</p> <p>（帳簿の記載等）</p> <p>第十三条 法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 認証番号及び設計認証等を行った年月日</p> <p>九 「略」</p>	<p>目次</p> <p>第十章 登録定期講習機関（第百十一条―第百二十一条）</p> <p>第十一章 雑則（第百二十二条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第二章 登録認証機関</p> <p>（帳簿の記載等）</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 認証番号及び設計認証等をした年月日</p> <p>九 「同上」</p>

「略」

## 第五章 登録運搬物確認機関

(登録の申請)

第四十四条 法第四十一条の二十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

「イ」ハ 略

二 法第四十一条の二十一の二三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

ホ 「略」

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

「イ」ロ 略

ハ 法第四十一条の二十一の二三号ハに該当しないことを説明した書類

ニ 「略」

三 運搬物確認員等の氏名を記載した書類及び運搬物確認員等が法第四十一条の二十一の二第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 「略」

(運搬物確認の方法等)

第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、原子力規制委員

「同上」

## 第五章 登録運搬物確認機関

(登録の申請)

第四十四条 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 同上

二 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

ホ 「同上」

二 「同上」

「イ」ロ 同上

ハ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類

ニ 「同上」

三 運搬物確認員等の氏名を記載した書類及び運搬物確認員等が法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 「同上」

(運搬物確認の方法等)

第四十六条 「同上」

一 「同上」

会が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。

イ 施行規則第十八条の十五第四項（同規則第二十四条の二の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請書及び同項の書類（以下この項において「運搬物確認添付書類」という。）をもって確認を行うこと。

ロ 「略」

二 一 ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 施行規則第十八条の十五第四項（同規則第二十四条の二の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請書及び運搬物確認添付書類をもって確認を行うこと。

2 「略」

（運搬物確認員等の選任の届出等）

第五十三条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、運搬物確認員等に選任された者が法第四十一条の二十一の二第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「略」

（役員を選任及び解任の届出）

第五十四条 登録運搬物確認機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の二十一の二第三号ロ及びハに該当

イ 施行規則第十八条の十五第四項の申請書及び同項の書類（以下この項において「運搬物確認添付書類」という。）をもって確認を行うこと。

ロ 「同上」

二 「同上」

イ 施行規則第十八条の十五第四項の申請書及び運搬物確認添付書類をもって確認を行うこと。

ロ 「同上」

2 「同上」

（運搬物確認員等の選任の届出等）

第五十三条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、運搬物確認員等に選任された者が法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「同上」

（役員を選任及び解任の届出）

第五十四条 登録運搬物確認機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の二十二において準用する法第四十

しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 登録運搬物確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十一の二第三号口に該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇六 略」

七 運搬確認証の番号及び交付年月日

八 「略」

2 「略」

## 第八章 登録試験機関

(試験結果の報告)

第八十九条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験又は第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「略」

(帳簿の記載等)

第九十六条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者試験又は第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

一条第一項第三号口及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 登録運搬物確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号口に該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第五十五条 「同上」

「一〇六 同上」

七 運搬確認証の番号

八 「同上」

2 「同上」

## 第八章 登録試験機関

(試験結果の報告)

第八十九条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「同上」

(帳簿の記載等)

第九十六条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

2 「一〇四 略」

第九章 登録資格講習機関

(資格講習結果の報告)

2 第百一条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習又は第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十九による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「略」

(帳簿の記載等)

2 第百八条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習又は第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。

「一〇五 略」

2 「略」

第十章 登録放射線取扱主任者定期講習機関

(登録の申請)

2 第百十一条 法第四十一条の三十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇二 略」

3 放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類

4 「略」

2 「一〇四 同上」

第九章 登録資格講習機関

(資格講習結果の報告)

2 第百一条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十九による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「同上」

(帳簿の記載等)

2 第百八条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。

「一〇五 同上」

2 「同上」

第十章 登録定期講習機関

(登録の申請)

2 第百十一条 「同上」

「一〇二 同上」

3 定期講習業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類

4 「同上」

五 放射線取扱主任者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(放射線取扱主任者定期講習結果の報告)

第百十三条 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習を実施したときは、当該放射線取扱主任者定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、放射線取扱主任者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した放射線取扱主任者定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第百十四条 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(放射線取扱主任者定期講習業務規程の届出)

第百十五条 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、放射線取扱主任者定期講習業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、放射線取扱主任者定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

五 定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(定期講習結果の報告)

第百十三条 登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第百十四条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(定期講習業務規程の届出)

第百十五条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、定期講習業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(放射線取扱主任者定期講習業務規程の記載事項)

第一百六条 法第四十一条の三十八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱主任者定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 放射線取扱主任者定期講習業務を行う場所及び放射線取扱主任者定期講習の実施場所に関する事項
- 三 放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項
- 四 放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 放射線取扱主任者定期講習の受講の申込みに関する事項
- 六 放射線取扱主任者定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 七 放射線取扱主任者定期講習に用いる教材に関する事項
- 八 放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付に関する事項
- 九 「略」
- 十 放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十一 「略」
- 十二 その他放射線取扱主任者定期講習業務の実施に必要な事項

(業務の休廃止の届出)

第一百七条 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定により放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第一百八条 「略」

(定期講習業務規程の記載事項)

第一百六条 「同上」

- 一 定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 定期講習業務を行う場所及び定期講習の実施場所に関する事項
- 三 定期講習業務の実施方法に関する事項
- 四 定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 定期講習の受講の申込みに関する事項
- 六 定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 七 定期講習に用いる教材に関する事項
- 八 定期講習の修了証の交付に関する事項
- 九 「同上」
- 十 定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十一 「同上」
- 十二 その他定期講習業務の実施に必要な事項

(業務の休廃止の届出)

第一百七条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定により定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第一百八条 「同上」

2 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録放射線取扱主任者定期講習機関が定めるものとする。

「一・二 略」

(帳簿の記載等)

第百十九条 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱主任者定期講習の実施年月日
- 二 放射線取扱主任者定期講習の実施場所
- 三 放射線取扱主任者定期講習を行った講師の氏名並びに当該放射線取扱主任者定期講習において担当した課目及びその時間
- 四 放射線取扱主任者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地
- 五 その他放射線取扱主任者定期講習に関し必要な事項
- 2 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から放射線取扱主任者定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

(放射線取扱主任者定期講習業務の引継ぎ)

第百二十条 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 放射線取扱主任者定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 二 放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子

2 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録定期講習機関が定めるものとする。

「一・二 同上」

(帳簿の記載等)

第百十九条 「同上」

- 一 定期講習の実施年月日
- 二 定期講習の実施場所
- 三 定期講習を行った講師の氏名並びに当該定期講習において担当した課目及びその時間
- 四 定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地
- 五 その他定期講習に関し必要な事項
- 2 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

(定期講習業務の引継ぎ)

第百二十条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 二 定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引

力規制委員会に引き継ぐこと。  
三 「略」

(公示)  
第二百一十一条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

<p>一 法第三十六条の二第一項の登録をしたとき。</p>	<p>二 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>三 法第四十一条の三十九の規定による届出があったとき。</p>
<p>一 登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 放射線取扱主任者定期講習業務の内容 三 放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地 四 「略」</p>	<p>一 登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 「二・三 略」</p>	<p>一 登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する放射線取扱主任者定期講習業務の範囲 三 放射線取扱主任者定期講習</p>

き継ぐこと。  
三 「同上」

(公示)  
第二百一十一条 「同上」

<p>一 「同上」</p>	<p>二 「同上」</p>	<p>三 「同上」</p>
<p>一 登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 定期講習業務の内容 三 定期講習業務を行う事業所の所在地 四 「同上」</p>	<p>一 登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 「二・三 同上」</p>	<p>一 登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する定期講習業務の範囲 三 定期講習業務の全部又は</p>

<p>六 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとき。</p>	<p>五 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとき。</p>	<p>四 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	
<p>一 放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>	<p>一 放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>	<p>一 登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた放射線取扱主任者定期講習業務の範囲及びその期間</p>	<p>四 放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間</p>

<p>六 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとき。</p>	<p>五 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>	<p>四 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	
<p>一 定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>	<p>一 定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>	<p>一 登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた定期講習業務の範囲及びその期間</p>	<p>四 定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間</p>

て読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行っていた放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。

「講習業務の全部又は一部を行わないものとする年月日  
二 行わないものとする放射線取扱主任者定期講習業務の範囲」

第十一章 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関

(登録の申請)

第二百二十二条 法第四十一条の四十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ハ 法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 住民票の写し及び履歴書
- ロ 法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ハ 資産に関する調書
- 三 特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務（以下この章において「防護管理者定期講習業務」という。）の実施方法に関する事項の概要を記載した書類
- 四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の四十二

て読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行っていた定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。

「一部を行わないものとする年月日  
二 行わないものとする定期講習業務の範囲」

「一章十一条を加える。」

第二号に該当する者であることを説明した書類  
五 防護管理者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(登録の更新)

第二百二十三条 法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

(特定放射性同位元素防護管理者定期講習結果の報告)

第二百二十四条 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関(以下この章において「登録防護管理者定期講習機関」という。)は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習(以下この章において「防護管理者定期講習」という。)を実施したときは、当該防護管理者定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、防護管理者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、防護管理者定期講習の修了証の交付年月日並びに特定放射性同位元素防護管理者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した防護管理者定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二百二十五条 登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程の届出）

第二百二十六条 登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十四第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程（以下この章において「防護管理者定期講習業務規程」という。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十四第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、防護管理者定期講習業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（防護管理者定期講習業務規程の記載事項）

第二百二十七条 法第四十一条の四十四第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 防護管理者定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 防護管理者定期講習業務を行う場所及び防護管理者定期講習の実施場所に関する事項
- 三 防護管理者定期講習業務の実施方法に関する事項
- 四 防護管理者定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 防護管理者定期講習の受講の申込みに関する事項
- 六 防護管理者定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 七 防護管理者定期講習に用いる教材に関する事項
- 八 防護管理者定期講習の修了証の交付に関する事項
- 九 講師の選任及び解任に関する事項
- 十 防護管理者定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十一 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十二 その他防護管理者定期講習業務の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止の届出)

第二百二十八条 登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十五の規定により防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第二百二十九条 法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の七第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録防護管理者定期講習機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の記載等)

第三百三十条 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 防護管理者定期講習の実施年月日
- 二 防護管理者定期講習の実施場所

- 三 防護管理者定期講習を行った講師の氏名並びに当該防護管理者定期講習において担当した課目及びその時間
  - 四 防護管理者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、防護管理者定期講習の修了証の交付年月日並びに特定放射性同位元素防護管理者として選任されている事業所等の名称及び所在地
  - 五 その他防護管理者定期講習に関し必要な事項
- 2 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、防護管理者定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から防護管理者定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

（防護管理者定期講習業務の引継ぎ）

- 第三百三十一条 登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 防護管理者定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと
  - 二 防護管理者定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと
  - 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（公示）

第三百三十二条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第三十八条の三において読み替えて準用する法第三十六条の二第一項の登録をしたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>二 防護管理者定期講習業務</li> </ul>	

	<p>二 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>三 法第四十一条の四十五の規定による届出があったとき。</p>	<p>四 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき</p>
<p>の内容 三 防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日</p>	<p>一 登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 変更する事項 三 変更する年月日</p>	<p>一 登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する防護管理者定期講習業務の範囲 三 防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間</p>	<p>一 登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命</p>

	<p>三 した年月日 防護管理者定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた防護管理者定期講習業務の範囲及びその期間</p>
<p>五 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>一 防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二 自ら行うものとする防護管理者定期講習業務の範囲及びその期間</p>
<p>六 法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行つていた防護管理者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>一 防護管理者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする防護管理者定期講習業務の範囲</p>

第十二章 雑則

第一百三十三条 [略]

様式第一（第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条、第122条関係）

第十一章 雑則

第二百二十二条 [同上]

様式第一（第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条関係）

	整理番号 (注1)		
登録 埋濃 試験 資	期 設 度	物 確 確 確	証 査 認 認 認 機 関 登 録 申 請
検査 定 期 確 認 認 認 機 関 登 録 申 請	搬 設 度	確 確 確	
放射線取扱主任者定期講習	格	講	
特定放射性同位元素防護管理者定期講習		習	
書			
[略]			
			第39条 第41条の15 第41条の17 第41条の21 第41条の23 第41条の25 第41条の27 第41条の31 第41条の35 第41条の41
			の規定に
			放射性同位元素等の規制に関する法律
			より、次のとおり登録を申請します。

	整理番号 (注1)		
登録 埋濃 試験 資	期 設 度	物 確 確 確	証 査 認 認 認 機 関 登 録 申 請 書
検査 定 期 確 認 認 認 機 関 登 録 申 請	搬 設 度	確 確 確	
放射線取扱主任者定期講習	格	講	
特定放射性同位元素防護管理者定期講習		習	
書			
[同上]			
			第39条 第41条の15 第41条の17 第41条の21 第41条の23
			の規定により、次のとおり登録を申請します。
			放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
			より、次のとおり登録を申請します。



申請書

【略】

放射性同位元素等の規制に関する法律

第41条の2

第41条の16において準用する同法第41条の2

第41条の18において準用する同法第41条の2

第41条の22において準用する同法第41条の2

第41条の24において準用する同法第41条の2

第41条の26において準用する同法第41条の2

第41条の30において準用する同法第41条の2

第41条の34において準用する同法第41条の2

第41条の40において準用する同法第41条の2

第41条の46において準用する同法第41条の2

の規定により、次

のとおり登録の更新を申請します。

【略】

注 1 【略】

- 2 「事業所」 事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。

3 【略】

備考 1～5 【略】

様式第三（第4条第2項関係）

整理番号（注1）

設計認証等結果報告書

【略】

設計認証又は特定設計認証の別

【略】

事業所等（注2）

【略】

【同上】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第41条の2

第41条の16において準用する同法第41条の2

第41条の18において準用する同法第41条の2

第41条の22において準用する同法第41条の2

第41条の24において準用する同法第41条の2

第41条の26において準用する同法第41条の2

第41条の30において準用する同法第41条の2

第41条の34において準用する同法第41条の2

第41条の40において準用する同法第41条の2

【加える。】

のとおり登録の更新を申請します。

【同上】

注 1 【同上】

- 2 「事業所」 事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

3 【同上】

備考 1～5 【同上】

様式第三（第4条第2項関係）

整理番号（注1）

設計認証等結果報告書

【同上】

設計認証及び特定設計認証の別

【同上】

【同上】



登録	埋濃試験	搬設	期物	確確	認認	機関	登録
定期確認	運搬物	度	格	確確	定期講習	登録事項変更届	
	放射線取扱主任者						
	特定放射性同位元素防護管理者						

事項変更届

【略】

放射性同位元素等の規制に関する法律

第41条の4	第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の40において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の46において読み替えて準用する同法第41条の4
									の規定

により、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

【略】

注 【略】  
備考 1～3 【略】

様式第五（第7条第1項、第21条第1項、第35条第1項、第49条第1項、第63条第1項、第77条第1項、第91条第1項、第103条第1項関係）

定期確認	運搬物確認	機関	登録事項変更届
	埋設確認		
	濃度確認		
	試験		
	資格講習		
	定期講習		

【加える。】

【同上】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第41条の4	第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の40において読み替えて準用する同法第41条の4	第41条の46において読み替えて準用する同法第41条の4
									の規定

により、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

【同上】

注 【同上】  
備考 1～3 【同上】

様式第五（第7条第1項、第21条第1項、第35条第1項、第49条第1項、第63条第1項、第77条第1項、第91条第1項、第103条第1項関係）

	整理番号 (注)
<p>登録 検査 証            埋設物確認 定期確認 検            濃度確認 埋設物確認 定            試験 埋設物確認 期            資格講習 埋設物確認 確            認</p> <p>機関 業務規程認可申請書</p>	
<p>【略】</p> <p><u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u></p> <p>第41条の5第1項前段</p> <p>第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前</p> <p>段            段            段            段            段            段            段</p> <p>の規定により、次のとおり認可を申請します。</p>	
<p>【略】</p>	
<p>注 【略】</p> <p>備考1～4 【略】</p>	

	整理番号 (注)
<p>登録 検査 証            埋設物確認 定期確認 検            濃度確認 埋設物確認 定            試験 埋設物確認 期            資格講習 埋設物確認 確            認</p> <p>機関 業務規程認可申請書</p>	
<p>【同上】</p> <p><u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u></p> <p>第41条の5第1項前段</p> <p>第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前            第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前</p> <p>段            段            段            段            段            段            段</p> <p>の規定により、次のとおり認可を申請します。</p>	
<p>【同上】</p>	
<p>注 【同上】</p> <p>備考1～4 【同上】</p>	

様式第六（第7条第2項、第21条第2項、第35条第2項、第49条第2項、第63条第2項、第77条第2項、第91条第2項、第103条第2項関係）

整理番号(注)

登録	証	機関	業務規程変更認可申請書
埋設濃度試験資格	検査		
運搬物確認	定期確認		

【略】

放射性同位元素等の規制に関する法律

第41条の5第1項後段  
 第41条の16において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の18において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の22において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の24において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の26において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の30において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の34において準用する同法第41条の5第1項後段

により、次のとおり認可を申請します。

【略】

注 【略】

備考 1～4 【略】

様式第七（第9条、第23条、第37条、第51条、第65条、第79条、第93条、第105条関係）

整理番号(注)

様式第六（第7条第2項、第21条第2項、第35条第2項、第49条第2項、第63条第2項、第77条第2項、第91条第2項、第103条第2項関係）

整理番号(注)

登録	証	機関	業務規程変更認可申請書
埋設濃度試験資格	検査		
運搬物確認	定期確認		

【同上】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第41条の5第1項後段  
 第41条の16において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の18において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の22において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の24において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の26において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の30において準用する同法第41条の5第1項後段  
 第41条の34において準用する同法第41条の5第1項後段

により、次のとおり認可を申請します。

【同上】

注 【同上】

備考 1～4 【同上】

様式第七（第9条、第23条、第37条、第51条、第65条、第79条、第93条、第105条関係）

整理番号(注)

認 査 証  
 検 査 認  
 定期確認  
 運搬物確認  
 埋設確認  
 濃度確認  
 試験  
 資格講習

機関 業務の休止（廃止）許可申請書

【略】

放射性同位元素等の規制に関する法律

第41条の6  
 第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の6

の規定

により、次のとおり許可を申請します。

【略】

注 【略】

備考 1～3 【略】

様式第八（第11条第1項、第25条第1項、第39条第1項、第53条第1項、第67条第1項、第81条第1項関係）

登録	認 査 証	検 査 認	定期確認	運搬物確認	機関	(主任) 設計認 証 員	(主任) 検 査 員	(主任) 定期確認 員	(主任) 運搬物確認 員	整理番号 (注)			選任用
----	-------	-------	------	-------	----	--------------	------------	-------------	--------------	----------	--	--	-----

認 査 証  
 検 査 認  
 定期確認  
 運搬物確認  
 埋設確認  
 濃度確認  
 試験  
 資格講習

機関 業務の休止（廃止）許可申請書

【同上】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第41条の6  
 第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の6  
 第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の6

の規定

により、次のとおり許可を申請します。

【同上】

注 【同上】

備考 1～3 【同上】

様式第八（第11条第1項、第25条第1項、第39条第1項、第53条第1項、第67条第1項、第81条第1項関係）

登録	認 査 証	検 査 認	定期確認	運搬物確認	機関	(主任) 設計認 証 員	(主任) 検 査 員	(主任) 定期確認 員	(主任) 運搬物確認 員	整理番号 (注)			選任用
----	-------	-------	------	-------	----	--------------	------------	-------------	--------------	----------	--	--	-----

埋設確認 濃度確認	(主任) 埋設確認員 (主任) 濃度確認員
[略]	
放射性同位元素等の規制に関する法律	
第41条の8第1項前段	
第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
段	
段	の規定により、次のとおり届け出ます。
段	
段	
段	
[略]	

注 [略]  
備考 1～4 [略]

様式第九 (第11条第2項、第25条第2項、第39条第2項、第53条第2項、第67条第2項、第81条第2項関係)

	整理番号 (注)	
認識証 検査員	(主任) 設計 検査員	
定期確認 埋設確認	(主任) 定期 確認員	
運搬物確認 濃度確認	(主任) 運搬物 確認員	
	(主任) 埋設 確認員	
	(主任) 濃度 確認員	
登録 埋設濃度	機関	変更届
[略]		
放射性同位元素等の規制に関する法律		

埋設確認 濃度確認	(主任) 埋設確認員 (主任) 濃度確認員
[同上]	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	
第41条の8第1項前段	
第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
第41条の26において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前	
段	
段	の規定により、次のとおり届け出ます。
段	
段	
段	
[同上]	

注 [同上]  
備考 1～4 [同上]

様式第九 (第11条第2項、第25条第2項、第39条第2項、第53条第2項、第67条第2項、第81条第2項関係)

	整理番号 (注)	
認識証 検査員	(主任) 設計 検査員	
定期確認 埋設確認	(主任) 定期 確認員	
運搬物確認 濃度確認	(主任) 運搬物 確認員	
	(主任) 埋設 確認員	
	(主任) 濃度 確認員	
登録 埋設濃度	機関	変更届
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律		

第41条の8第1項後段	第41条の8第1項後段	第41条の8第1項後段	第41条の16において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の18において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の22において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の24において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の26において準用する同法第41条の8第1項後段	の規定
により、次のとおり届け出ます。								
[略]								

注 [略] [略]  
備考1～3 [略]

様式第十一 (第18条第2項関係)

整理番号 (注1)		
施設検査等結果報告書		
[略]		
施設検査又は定期検査の別		
[略]		
事業所等	特定許可使用者又は許可廃棄業者の別	
[略]	[略]	
[略]	[略]	

注 1～4 [略]  
備考1・2 [略]

様式第十二 (第32条第2項関係)

整理番号 (注1)		
定期確認結果報告書		
[略]		
[略]		

第41条の8第1項後段	第41条の8第1項後段	第41条の8第1項後段	第41条の16において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の18において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の22において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の24において準用する同法第41条の8第1項後段	第41条の26において準用する同法第41条の8第1項後段	の規定
により、次のとおり届け出ます。								
[同上]								

注 [同上] [同上]  
備考1～3 [同上]

様式第十一 (第18条第2項関係)

整理番号 (注1)		
施設検査等結果報告書		
[同上]		
施設検査及び定期検査の別		
[同上]		
事業所等	特定許可使用者及び許可廃棄業者の別	
[同上]	[同上]	
[同上]	[同上]	

注 1～4 [同上]  
備考1・2 [同上]

様式第十二 (第32条第2項関係)

整理番号 (注1)		
定期確認結果報告書		
[同上]		
[同上]		

事業所等	特定許可使用者又は許可廃棄業者の別	
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

注 1～3 [略]  
備考 1・2 [略]

様式第十三 (第46条第2項関係)

	整理番号 (注1)		
	運搬物確認結果報告書		
[略]			
[略]			

注 1～5 [略]  
備考 1・2 [略]

様式第十五 (第74条第2項関係)

	整理番号 (注1)		
	濃度確認結果報告書		
[略]			
[略]			
	濃度確認証の交付年月日及び番号		
	(注7)		

注 1～3 [略]

- 4 「濃度確認対象物の種類及び総重量」 濃度確認対象物の種類については、放射性同位元素によつて汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの別を記載すること。
- 5・6 [略]
- 7 「濃度確認証の交付年月日及び番号」 確認の結果、濃度

事業所等	特定許可使用者及び許可廃棄業者の別	
	[同上]	
	[同上]	[同上]
[同上]		

注 1～3 [同上]  
備考 1・2 [同上]

様式第十三 (第46条第2項関係)

	整理番号 (注1)		
	運搬物確認結果報告書		
[同上]			
[同上]			
	運搬確認証の番号		

注 1～5 [同上]  
備考 1・2 [同上]

様式第十五 (第74条第2項関係)

	整理番号 (注1)		
	濃度確認結果報告書		
[同上]			
[同上]			
	濃度確認証の交付年月日及び番号		

注 1～3 [同上]

- 4 「濃度確認対象物の種類及び総重量」 濃度確認対象物の種類については、放射性同位元素によつて汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの別を記載すること。
- 5・6 [同上]
- [加える。]

確認証を交付しなかった場合には、その理由及び是正の見通しについて記載すること。

備考 1～3 [略]

様式第十六 (第89条第 1 項関係)

整理番号 (注)		
試験結果報告書		
[略]		
第 1 種放射線取扱主任者試験又は第 2 種放射線取扱主任者試験の別		
[略]		

注 [略]

備考 1～3 [略]

様式第十七 (第95条第 1 項関係)

整理番号 (注)		
登録試験機関	試験委員選任届	
[略]		
放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の 8 第 1 項前段の規定により、次のとおり届け出ます。		
[略]		

注 [略]

備考 1 [略]

- 2 この届書には、試験委員に選任された者が放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の28第 2 号に該当する者であることを説明した書類を添えること。
- 3 [略]

様式第十八 (第95条第 2 項関係)

整理番号 (注)		
----------	--	--

備考 1～3 [同上]

様式第十六 (第89条第 1 項関係)

整理番号 (注)		
試験結果報告書		
[同上]		
第 1 種放射線取扱主任者試験及び第 2 種放射線取扱主任者試験の別		
[同上]		

注 [同上]

備考 1～3 [同上]

様式第十七 (第95条第 1 項関係)

整理番号 (注)		
登録試験機関	試験委員選任届	
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の30において読み替えて準用する同法第41条の 8 第 1 項前段の規定により、次のとおり届け出ます。		
[同上]		

注 [同上]

備考 1 [同上]

- 2 この届書には、試験委員に選任された者が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の28第 2 号に該当する者であることを説明した書類を添えること。
- 3 [同上]

様式第十八 (第95条第 2 項関係)

整理番号 (注)		
----------	--	--

登録試験機関 試験委員変更届

【略】  
放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の30において準用する同法第41条の8第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

【略】

注 【略】

備考1・2 【略】

様式第十九 (第101条第1項関係)

整理番号(注)		
資格講習結果報告書		
【略】		
第1種放射線取扱主任者講習、第2種放射線取扱主任者講習又は第3種放射線取扱主任者講習の別		
【略】		

注 【略】

備考1～3 【略】

様式第二十 (第107条第1項関係)

整理番号(注)		
登録資格講習機関 講師選任届		
【略】		
放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。		
【略】		

注 【略】

備考1 【略】

2 この届書には、講師に選任された者が放射性同位元素等の

登録試験機関 試験委員変更届

【同上】  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の30において準用する同法第41条の8第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

【同上】

注 【同上】

備考1・2 【同上】

様式第十九 (第101条第1項関係)

整理番号(注)		
資格講習結果報告書		
【同上】		
第1種放射線取扱主任者講習、第2種放射線取扱主任者講習及び第3種放射線取扱主任者講習の別		
【同上】		

注 【同上】

備考1～3 【同上】

様式第二十 (第107条第1項関係)

整理番号(注)		
登録資格講習機関 講師選任届		
【同上】		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の34において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。		
【同上】		

注 【同上】

備考1 【同上】

2 この届書には、講師に選任された者が放射性同位元素等に

規制に関する法律第41条の32第2号に該当する者であることを説明した書類を添えること。  
3 [略]

様式第二十一 (第107条第2項関係)

整理番号 (注)

登録資格講習機関 講師変更届

[略]

放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の34において準用する同法第41条の8第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注 [略]

備考 1・2 [略]

様式第二十二 (第113条第1項、第124条第1項関係)

整理番号 (注)

放射線取扱主任者定期講習 結果報告書

特定放射性同位元素防護管理者定期講習

[略]

登録認証機関等に関する規則 第113条第1項 の規定により  
第124条第1項

、次のとおり報告します。

[略]

注 [略]

備考 1 [略]

2 この報告書には、放射線取扱主任者定期講習にあつては放射線取扱主任者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任さ

よる放射線障害の防止に関する法律第41条の32第2号に該当する者であることを説明した書類を添えること。  
3 [同上]

様式第二十一 (第107条第2項関係)

整理番号 (注)

登録資格講習機関 講師変更届

[同上]

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の34において準用する同法第41条の8第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

[同上]

注 [同上]

備考 1・2 [同上]

様式第二十二 (第113条第1項関係)

整理番号 (注)

定期講習結果報告書

[同上]

登録認証機関等に関する規則 第113条第1項 の規定により、次  
のとおり報告します。

[同上]

注 [同上]

備考 1 [同上]

2 この報告書には、定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した定期講習の修了者の一覧表

を添えること。

記している事業所等の名称及び所在地を記載した放射線取扱主任者定期講習の修了者の一覧表を、特定放射性同位元素防護管理者定期講習にあっては特定放射性同位元素防護管理者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の修了証の交付年月日並びに特定放射性同位元素防護管理者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した特定放射性同位元素防護管理者定期講習の修了者の一覧表を添えること。

3 [略]

3 [同上]

様式第二十三 (第115条第1項、第126条第1項関係)

様式第二十三 (第115条第1項関係)

登録	放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務規
届届	[略]		
	放射性同位元素等の規制に関する法律 第41条の38第1項前段 第41条の44第1項前段		
	の規定により、次のとおり届け出ます。		
	[略]		

登録	放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務規
届届	[同上]		
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条 の38第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。		
	[同上]		

注 [略]  
備考1～3 [略]

注 [同上]  
備考1～3 [同上]

様式第二十四 (第115条第2項、第126条第2項関係)

様式第二十四 (第115条第2項関係)

登録	放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務規
届届	整理番号(注)		

登録	放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務規
届届	整理番号(注)		

<p>[略]</p> <p><u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u></p> <p>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>第41条の38第1項後段 第41条の44第1項後段</p>						
<p>注 [略] [略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p>							
<p>様式第二十五 (第117条、第128条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">整理番号 (注)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録 放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習</td> <td style="text-align: center;">機関</td> <td style="text-align: center;">業務の</td> </tr> </table> <p>休止 (廃止) 届</p> <p>[略]</p> <p><u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u></p> <p style="text-align: right;">第41条の39 第41条の45</p> <p>の規定に より、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>		整理番号 (注)			登録 放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務の
整理番号 (注)							
登録 放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習	機関	業務の					
<p>注 [略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p>							
<p>様式第二十六 (第133条関係)</p> <p style="text-align: center;">表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>上記の者は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>であることを証明す</p> </td> </tr> </table>		<p>[略]</p>	<p>上記の者は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>であることを証明す</p>				
<p>[略]</p>	<p>上記の者は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>であることを証明す</p>						

<p>[同上]</p> <p><u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の38第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>[同上]</p>	<p>第41条の38第1項後段 第41条の44第1項後段</p>						
<p>注 [同上] [同上]</p> <p>備考 1～3 [同上]</p>							
<p>様式第二十五 (第117条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">整理番号 (注)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録定期講習機関</td> <td style="text-align: center;">業務の休止 (廃止) 届</td> <td></td> </tr> </table> <p>[同上]</p> <p><u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の39の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>[同上]</p>		整理番号 (注)			登録定期講習機関	業務の休止 (廃止) 届	
整理番号 (注)							
登録定期講習機関	業務の休止 (廃止) 届						
<p>注 [同上]</p> <p>備考 1～3 [同上]</p>							
<p>様式第二十六 (第122条関係)</p> <p style="text-align: center;">表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>[同上]</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>上記の者は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>で</p> </td> </tr> </table>		<p>[同上]</p>	<p>上記の者は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>で</p>				
<p>[同上]</p>	<p>上記の者は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員</u>で</p>						

<p>る。 [略]</p>	<p>あることを証明する。 [同上]</p>
<p>備考 [略]</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第43条の3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>備考 [同上]</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)</p> <p>第43条の3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	

別表第二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の一部改正に  
 関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（第一号において「施行規則」という。）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二條第二項第三号ただし書及び第二十六條第一項第九号本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 施行規則第二十条第四項第七号本文及び第二十二條第二項第三号本文の記録（以下単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。</p> <p>二 「略」</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五条 原子力規制委員会は、第二条の規定により指定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の指定をしてはならない。</p> <p>一 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令</p> <p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（第一号及び附則第二項において「規則」という。）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二條第二項第三号ただし書及び第二十六條第一項第九号本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 規則第二十条第四項第七号本文及び第二十二條第二項第三号本文の記録（以下単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。</p> <p>二 「同上」</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第三 原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>第一条 「略」</p> <p>2 緊急事態対策監は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。</p> <p>3 核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。</p> <p>〔4〕7 略</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕十三 略</p> <p>十四 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）における安全の確保に関すること。</p> <p>〔十五〕二十四 略</p> <p>（放射線防護企画課の所掌事務）</p> <p>第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>イ 「略」</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>2 緊急事態対策監は、原子力事故（原子力規制委員会設置法第四条第一項第十号に規定する原子力事故をいう。以下同じ。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。</p> <p>3 核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。</p> <p>〔4〕7 同上</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>〔一〕十三 同上</p> <p>十四 原子力利用における安全の確保に関すること。</p> <p>〔十五〕二十四 同上</p> <p>（放射線防護企画課の所掌事務）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p>

<p>ロ 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。  「ハ・ニ 略」  「二〇六 略」</p> <p>(安全規制管理官の職務)</p> <p>第十条 安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること(放射線防護企画課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の施行に關すること。</p> <p>三 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に關すること。</p>	<p>ロ 核燃料物質の防護に関すること。  「ハ・ニ 同上」  「二〇六 同上」</p> <p>(安全規制管理官の職務)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 核燃料物質の防護に關すること(放射線防護企画課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の施行に關すること。</p> <p>三 核燃料物質その他の放射性物質の防護に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第四 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

別表第一（第三条関係）

「略」

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）

第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において読み替えて準用する場合を含む。）

改正前

別表第一（第三条、第四条関係）

「同上」

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）

第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条関係）

放射性同位元素等の規制に関する法律

第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条、第六条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第三（第八条関係）

放射性同位元素等の規制に関する法律

第四十一条の七第二項第一号（

別表第三（第八条、第九条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第四十一条の七第二項第一号（

<p>する法律</p>	<p>第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。</p>
<p>別表第四（第十条関係）</p>	
<p>放射線同位元素等の規制に関する法律</p>	<p>第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。）</p>
<p>〔略〕 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十三年通商産業省令第一号） 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十三年総理府令第五十六号）</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>線障害の防止に関する法律</p>	<p>第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。</p>
<p>別表第四（第十条、第十一条関係）</p>	
<p>放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	<p>第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）</p>
<p>〔同上〕 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十三年総理府・通商産業省令第一号） 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十三年総理府令第五十六号）</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。